

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会

印章管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「この法人」という。）における印章の種類、新調、保管、使用等の基準について定め、これを統一的に管理することを目的とする。

(印章の定義)

第2条 この規程において、印章とはこの法人が発行し、または受理する文書、証憑等で、権利義務の行使もしくは履行または官公署への申請、届出等に際し、この法人名又は職名で証明のために押す印章をいう。

(印章の種類と印影)

第3条 印章の種類及び印影は別紙のとおりとする。

(印章の作成、改印及び廃止)

第4条 印章の作成、改印及び廃止は、会長の承認を得て事務局長が行う。

(印章の保管場所)

第5条 印章の保管・押印に関する責任者（以下「保管押印責任者」という。）は事務局長とし、保管押印責任者に事故があるとき又は欠けたときは、会長が指定した者がその事務を代行する。

2 印章は、盗難及び不正使用のないようすべて印章箱に納めて管理し、勤務時間外にあっては金庫その他確実な保管設備のあるものに保管し、かつ施錠しておかなければならない。

(印章の使用)

第6条 印章は、保管押印責任者でなければ使用することができない。

2 印章を押印する場合は、押印する文書と原義を対査しなければならない。

3 保管押印責任者は、前項の規程により印章を押印したときは、公印使用記録台帳に記載しなければならない。

(印章の事故報告)

第7条 保管押印責任者は、保管する印章が盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちにその経緯について会長又は会長が指名した理事に報告するとともに、その指示を受けて所要の措置を講じなければならない。

(細 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成31年1月15日から施行するものとする。

別表（第3条関連）

種 類	印 影	表示文言及び寸法
<p>会長実印 (この法人の代表 理事の印として 印鑑登録した印)</p>		<p>公益社団法人日本吹奏楽指導者協会会長之印 一辺が22mm程度の四角形</p>
<p>協会印</p>		<p>公益社団法人日本吹奏楽指導者協会之印 一辺が27mm程度の四角形</p>
<p>事務局長金融印 (金融機関に届け 出た印)</p>		<p>日本吹奏楽指導者協会事務局長之印 一辺が18mm程度の四角形</p>